

「住まいの相談窓口」の協定締結について

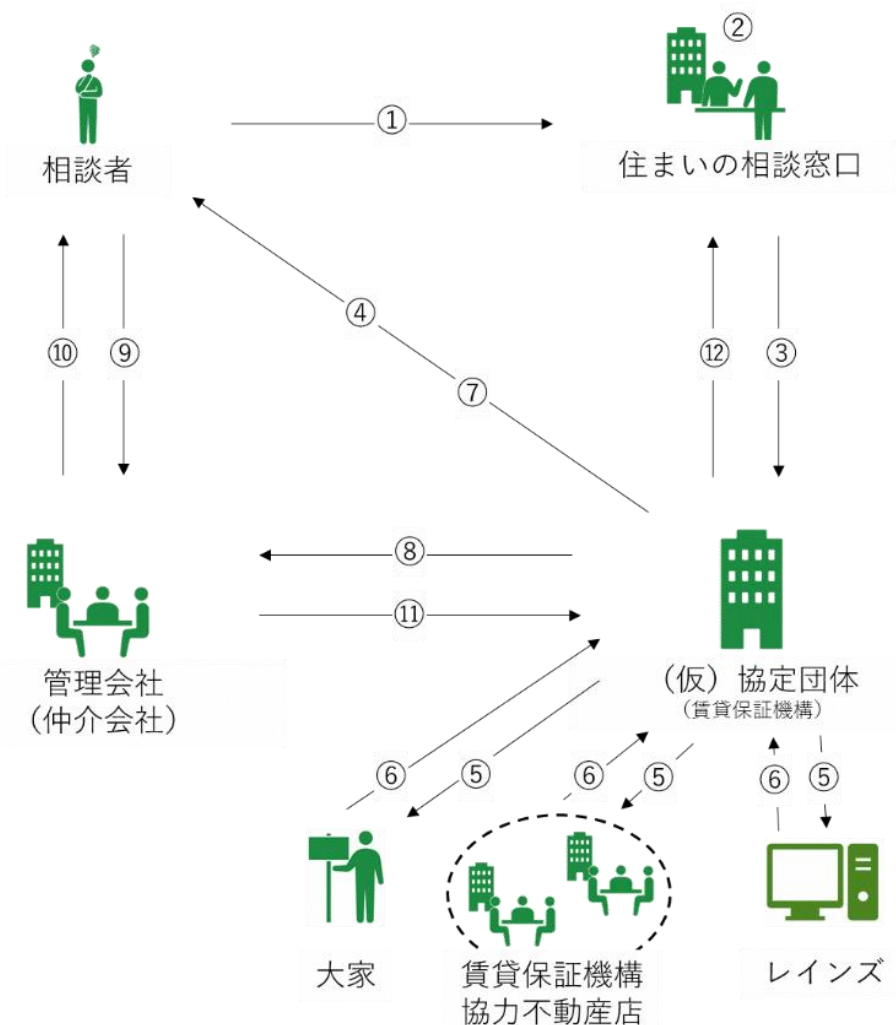
1 一般社団法人賃貸保証機構

(1) 目的

「居住支援協力不動産店登録制度」を利用した結果、物件が見つからなかった場合の第二のセーフティネットを構築し、住宅確保要配慮者の住まいを確保していくこと。

(2) 相談フロー

居住支援協力不動産店にて物件が見つからなかった場合、居住支援不動産店に送付した「茅ヶ崎市居住支援制度相談シート」を一般社団法人賃貸保証機構へ送付し、次の図の通り対応する。



- ①相談：相談者が住まいの相談窓口を訪問
- ②作成：住まいの相談窓口にて相談シートを作成
- ③引継：協定団体へ相談シートを引き継ぐ
- ④確認：相談内容について確認
- ⑤照会：さまざまなルートにて照会をかける
- ⑥回答：条件に合う物件がある場合は回答
- ⑦報告：照会結果を報告、同行・送迎の希望の確認
- ⑧引継：管理会社（仲介会社）へ引継ぐ
- ⑨訪問：管理会社（仲介会社）へ訪問
（同行等希望の場合は協定団体同席）
- ⑩相談：内見等入居可能か相談を行う
- ⑪報告：入居可否等の報告を協定団体へ行う
- ⑫報告：入居可否等の報告を住まいの相談窓口へ行う

(3) 効果

- ・一般社団法人賃貸保証機構は、保証会社で構成されているため、不動産会社の保証会社の審査が通らなかった方でも会員会社にて審査に通る可能性があると判断できる場合、その会社の保証が使える不動産店へ照会し、住宅確保要配慮者の住まいを確保できる機会を増やすことができる。
- ・相談者が不動産店訪問・内見・契約時に、一般社団法人賃貸保証機構の職員が希望に応じて、無償で送迎、同行することができる。

2 NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンター

(1) 目的

NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンターは、県内の外国人に対して、賃貸住宅入居から退去時にあたっての各種相談及び支援事業を 20 年以上行っている団体であり、市内に在住する外国人より、居住支援について相談があった際に、必要に応じて通訳等を依頼することで、言語の違い等による住まいに関する制度や契約等の理解度の差を解消し、外国人の居住支援を強化すること。

(2) 相談フロー

「住まいの相談窓口」に外国人より居住支援に関する相談が来た際に、必要に応じて市より NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンターに通訳等を依頼する。依頼後、相談者と NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンターの日程調整を行い、改めて「住まいの相談窓口」にて詳細に相談をうかがう。

(3) 効果

- ・NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンターと協定を結ぶことで、住まい探し以外に問題を抱えている場合においても、早期に発見し、問題を共有することができる。
- ・日本語がわからない外国人より相談があった際も、通訳等のコーディネーターが入ることで、双方に理解度の差が生まれることなく、相談に対応することができる。
- ・必要に応じて、不動産店等へ同行することで、外国人と不動産店の双方の言葉や文化等に対する不安感を取り除くことができる。

3 市民への周知

(1) 周知の媒体

以下の媒体にて随時周知を行う予定。

- ・記者発表（各団体との協定締結後）
- ・各施設への周知

周知先（予定）：地域包括支援センター、福祉相談室、関係部局、外国人関係団体 等